

4木教学第 1903 号
令和4年 9 月 13 日

市立学校長・園長 様

木津川市教育委員会
教育長 森永 重治

新型コロナウイルス感染症に係る学校教育活動の制限の変更について(通知)

療養期間等の見直しに伴い、令和4年8月 24 日付け4木教第 1762 号「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応について」で通知のことについて、今後は下記のとおり変更することとします。

ただし、夏季休業が明けて以降、感染拡大による学級閉鎖が増加しています。

については、引き続き、強い危機意識を持って気を緩めることなく、適切な感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行ってください。

記

1 学校教育活動の制限の継続

- (3) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。
- ウ 出発の2週間前から健康状況(体温・体調等)を毎日記録させ、出発時に必ず提出させること。なお、以下の場合は参加させないこと。
 - (ア) 出発日の7日前から出発日の前日までの間に発熱・咳・咽頭痛等が発症し、かつ、その後の新型コロナウイルス感染症に係る検査で陰性が確認されていない場合